

議第32号

三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士